

福岡工業大学食品農医薬品研究センター規程

(設置)

第1条 福岡工業大学エレクトロニクス研究所規程第7条に基づき、食品農医薬品研究センター（以下、「センター」という。）の業務運営について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは食品、農産物、医薬品、バイオ等の教育研究に資する共同研究・実験施設とする。

(センターの構成)

第3条 センターは次に掲げる教職員で組織する。

- (1) センター長
- (2) 動物実験施設長
- (3) センター研究員

2 センター長は、センターの業務を統括し、学長が任命する。

3 動物実験施設長は、動物実験に係る飼養保管施設及び実験室を管理する者で、センター長が任命する。

(委員会)

第4条 センターに関する事項を審議するために、第3条の教職員で構成されるセンター委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

2 センター長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員会は、前条に定める者が委員となり、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(センター利用資格)

第5条 センターを利用できる者は、センター長が許可した者に限る。

(センター利用細則)

第6条 センターの利用に関する細則は、委員会の議を経てセンター長が別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、総合研究機構運営委員会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。